

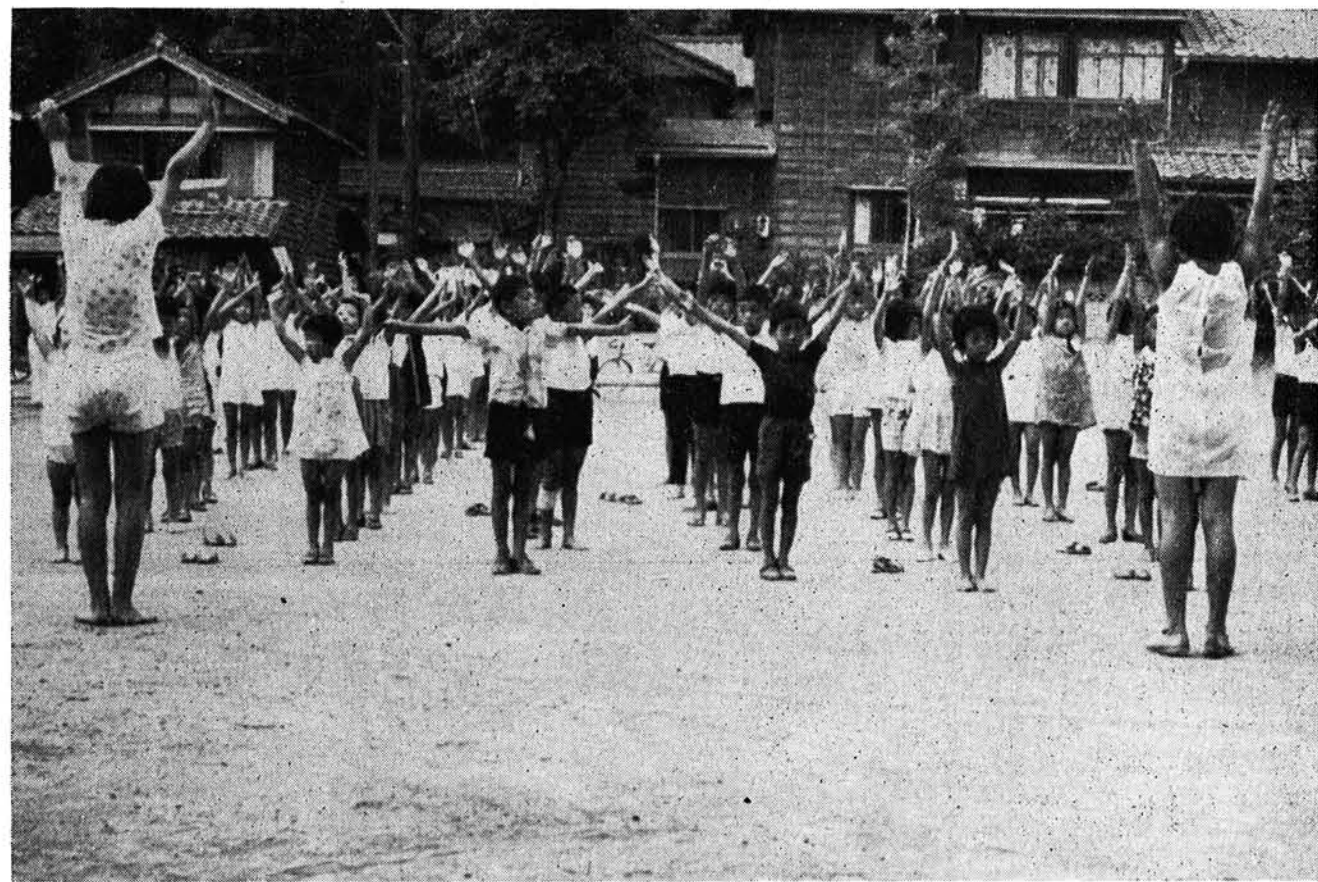


内山大三筆

よたより

8月 (No. 26)

昭和43年8月10日 ■発行/与板町 (代表者与板町長内山大三) ■編集 与板町だより編集委員会



### ● 太陽にむかつて深呼吸 こどもたちの早朝ラジオ体操

与板小学校では7月25日から夏休みに入りましたが規則正しい毎日をするそうと各地域毎に早朝のラジオ体操が行なわれております。ラジオのかけ声に合わせて、すがすがしい空気を胸いつばいに吸いこんで元気よく1、2、3と体操を行なっています。

子供は太陽の子このまま元気に健やかに育つて欲しいものです。(写真与板小学校校庭)

人口の動き	
7月31日現在	
( )は6月末との比較	
人口	8,220人 (+ 7人)
男	3,977人 (+ 5人)
女	4,243人 (+ 2人)
世帯	1,775 (+ 1)
出生	7人
死亡	2人
転入	7人
転出	5人

十一月に民族資料展開催	2
町長を囲んで勉強会	2
水道事業	3・4・5・6
国民年金任意加入	7
良寛さまの書簡と与板	7
初めて消防幹部となつて	7
米収穫期対策	8

### おもな内容は

### ● 夏の節水にご協力を

暑さがきびしく水の需要は大巾に増加しております。

气象台では8月は降雨が平均より少なめという予報を出しておりますので、これからも暑さが続くものと思われれます。ところで町民の皆さんも既に御存じのことと思いますが、当町の水道は7月に入つてからの異常な暑さのため需用が急増し、送水が間に合わず給水が非常に苦しい状態になっております。しかし町では何となく町民の皆さんにご迷惑をかけないよう努力しておりますので次の点に注意して節水に御協力下さい。

- ①水道を道路や庭の水まきや噴水に使わないで下さい。
- ②水道で車を洗つたりすることはやむを得ない場合を除き、できるだけやめて下さい。
- ③電気洗濯機のすすぎ水や家庭風呂の水はできるだけ節約して下さい。

## 初めて消防幹部となつて

第六分団 部長 佐藤昇司

「愛情と誠実」の団訓のもとに、消防団員として奉職以來十六年間努めて参りました。今春当町消防団が消防庁長官表彰(竿頭綬)を受けましたことは、団長を中心に先輩諸兄が団員と共に培われた日頃の成果と一同喜びを共にした次第でございます。その後、第六分団部長の辞令を戴き、過去の伝統と職責の重さを自覚し、消防の職務を忠実に遂行する決意を新たにいたしました。

私共の町も常備消防が軌道に乗り、予防消防の目的も達せられつつあり、最近では火災らしい火災も無くなつております。このことは消防力の充実が勿論のことですが、火を消すことよりも出さぬ注意が大切であるということの住民思想のあらわれであると感じられます。このようにこれからの消防は消極的消防から積極的消防に専進すべきものと思つております。

### 米収穫期対策 病虫害防除及水管理

●イネいもち病防除  
穂いもちは、予防的防除を原則とし、できるだけ広面積の一斉集田防除を行なう。又枝梗いもちは、出穂後かなり長期間菌の侵入や発病が続くものと思われる。

●今後の水管理  
稲が多量に水を必要とする時期は穂ばらみ期(出穂前15日~5日)次いで幼穂发育前期(出穂前25日~15日)である。又出穂期前後(出穂前5日~出穂後5日)もかなりの水を必要とする。

田内の水温は上昇して根の呼吸作用は増進し、また土壌中の酸素も減少するから、水の豊富な場合はかけ流し灌がいによつて新鮮な水を供給し水温地温の上昇を防ぎ、酸素の供給をはかるようにしましょう。又開花後米粒の肥大に要する期間はおよそ30日(登熟期)、この期間中は出穂前の蓄積澱粉と出穂後の同化澱粉を穂に移行させるために水を必要とする。しかし、この頃は茎葉からの蒸散、田面からの蒸発が少ないので浅水灌水とする。早期落水は老化を早め、干粒重の低下、不完全米の増加を来し品質を損ね収量を低下させる。また穂いもちの発生を助長するので水不足とならないよう注意して下さい。

とは火災に対して、というよりは消防に對して経験のある団員が少なくないということでした。一朝有事の場合を考えると当然のことです。しかし、そのハンデを克服しようと、若い団員の中で、訓練や、研究に意欲をかきつけているのを見て、非常に喜しく、また頼もしく感じ、大変な進歩と喜んでおります。私共はお互に職業を異にし、利害の伴わぬ者がひとつの目的のために結ばれている団体です。「和と協調」の精神で、お互に信じ合い、人間関係を密にし、分団の結束を計り、他分

団に劣らぬようにと努力しております。これが当分団の現状です。ただ新入団員のお願ですが、個人的な考えをもつ人がいるのがちよつとびり悩みの種です。……  
戦後規律があつて、指揮系統の徹底している団体は、自衛隊、警察、消防だ、ということに耳にしますが、前二者は職業的なものであり、地域消防団のみが、個々の利害を超越して、自ら償いを求めず、一度び出動すれば一切の私心を離れ、自分達の町を災害から護り抜くという仕事に挺身するのです。このことを御理解賜つて、私共の使命達成の為に、町民各位から一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 所得税法による特別(重度)障害者控除について

国民年金に基づく障害年金受給者は、所得税、町県民税の申告において、特別障害者控除がありますが、身体障害者福祉法による障害者手帳を所持していなければ認められませんので該当される方は手帳交付手続を住民課係まで申し出て下さい。



# 十一月に民族資料展開催 展示資料お持ちの方はお貸し下さい。

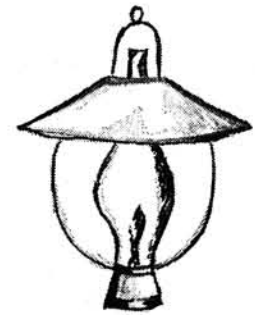
「せんば」で稲をこぎ、「とうみ」「うす」「まんごく」を使って調整をし、水車のきねで搗いて白米にする。この仕方は五、六十年前まで行われた農家の米づくりの方法でした。又、小学唱歌「村の鍛冶屋」の「しばしも休まず鍛冶打つひびき」の音は手錠の音であろう。

その外古い時代の人達が使っていたわば先代の文化遺産が残っていると思われ、それらの器具類を新しく観察すること、古い時代の生活実態を知る上に役立つばかりでなく、これからの文明の進歩発達の基盤となると思えます。

当町では、明治百年の記念事業の一つとして民族資料展を開催することにしました。時期は十一月の文化の日を中心に開く予定ですが、今から準備を進め充実した意義あるものにしたしたいと思います。町民の皆さんの御協力をお願いいたします。

御参考迄に物品名を書いて見ますが、勿論これ以外の物でも結構です。見当りましたら教育委員会へご連絡願います。係りの者が伺いまして出品の御約束をいたします。

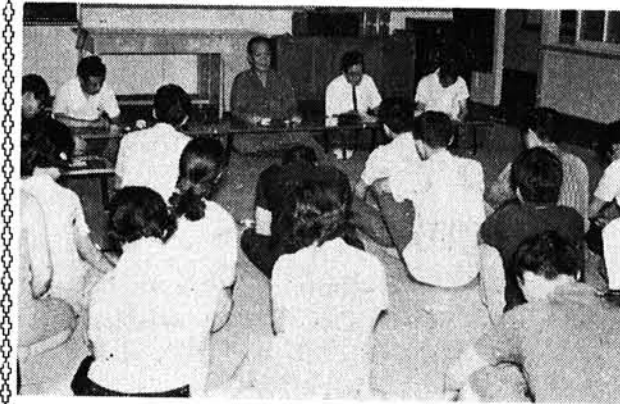
- 民族資料の品名(例)
- 一、農器具・せんば・とうみ
  - 二、まんごく・うす・その他
  - 三、鍛冶屋工具・ふいご・その他
  - 四、木びき道具・大鋸など
  - 五、一般生活用具・ながもち
  - 六、盆・硯箱・あんどん・手燭
  - 七、燭台・ランプの色々・時計の色々・矢立・みの・わらじ・つまがけ・はんばき
  - 八、葉ぐつ・ふかぐつ・しよ
- ろぼうし・ござぼうし・自在鉤・お歯黒用品  
五、儀式用具・婚礼用具・かみざし・こうがい・くし・その他  
六、雑類・よろい・かぶと・太刀・槍・陣笠・陣羽織・機とその附属品・綿くり機・紡績器・古い写真・地図・絵画・その他軍服・勲章・千人針・署名入り国旗・古い貨幣など。  
(連絡は教育委員会電話十五番)



## 町長を囲んで勉強会 — 与板町青年団 —

七月十六日町長を囲んで青年団による町政を聞く会が催されました。当日は役場側から町長を始め各担当課長が出席し熱心に真摯な勉強会が行なわれました。

勉強会の内容は次の通りです。  
現在の町政について  
赤字団体は健全団体に比較して如何なる不利な点があるのか。  
将来の町政について  
都市計画・福祉・厚生についてであります。



## 食中毒を0にしよう

- 家庭から食中毒をなくし健康で楽しい夏をすごしましょう。
1. 生魚は調理する前に表面を真水で洗って下さい。(食中毒菌を洗い流す)
  2. 布巾、まな板、包丁、食器は(中性洗剤で洗って)逆性石けん液で消毒して下さい。
  3. 食べ物は衛生的な店から良いものを買ひ、保存は10度以下の冷蔵庫で完全に。
  4. 折詰、弁当はその場で食べる。持ち帰つたものは必ず火を通す。
  5. 調理前、食事前、用便後は逆性石けん液で手を洗う。

### やさしい議会知識 (3)

問 議会議員の権利と義務について

答 議会議員は議会の構成員としての職務を遂行する権利と義務とを有しており、地方自治法に明記されており、主な権利は次のとおりです。

- (1) 議会招集の請求権
  - (2) 開議の請求権
  - (3) 議案提出権
  - (4) 議事(議決)に関する権利
  - (5) 請願を紹介する権利
  - (6) 議場の秩序を乱した者があるときの注意喚起
  - (7) 侮辱に対し処分を求める権利
  - (8) 報酬及び費用弁償を受ける権利
- 議務の主なるものは次のとおりです。
- (1) 招集に応じ会議に出席する義務
  - (2) 常任委員会就任の義務
  - (3) 規律に服する義務
  - (4) 懲罰に服する義務

問 請願、陣情について

答 請願については憲法第十六条に、何人も平穏に請願する権利を有すると規定し又請願法においても同様であります。それでは議会に提出する請願書と陳情書はどのように違うのかと言いますと、陳情書はそれを受理した議長が議会で審議するかしないかは議長の裁量によるものであり、請願書は地方自治法に規定しているとおり議員の紹介により提出した場合は議長は議会で議題としなければならぬ義務を負います。したがって紹介議員となる人は提出の請願に賛成の人でなければなりません。又紹介議員は一人でもよいと解されていますが、与板町では一方的にならぬ様に二人以上の紹介を希望しています。

## 水道事業

「水」は空気とともに私達の生命を守るため欠くことの出来ないものです。もし水道の蛇口から水が出なかつたらどうなるでしょう。お互に水道の水を使い始めてから既に十年を経過いたしました。その間、伝染病におかされず、火災時の初期消火に役立ち、そして毎日の生活に使っておりますが、その水は造られて、送られるしくみになっております。

「水は造られる」その水を造って御家庭に配る仕事、それが水道事業です。文化生活が向上するにつれて私達はとかく水道については関心がうすくなりがちです。蛇口をひねればいつでも水がでるため余り不自由を感じないせいもあります。そこで、この水を造る水道についてどんな状態にあるのか概要を知っていたく必要があると思われ、町で水道を始めてから現在までの状況、今後の問題等についてその概要をお知らせいたします。

### 水道の水源と浄水施設、水質について

水を造つて送るために最も大切な水源は御存知の通り創設以来井戸を掘って地下伏流水を汲上げておりますが、水質が悪いため短期間に揚水量が少なくなつて需要に耐えられなくなるので年毎に井戸を掘って補つて来ましたが、現在既に二十数本目の井戸を使っております。浄水(濾過)施設は、急速濾過の方法で一日六百トン(六百立方メートル)の

濾過出来る濾過槽を二基設置し昭和三十四年第一次拡張工事に一基増設して一日千八百トン濾過出来るようになりましたが、その後水の使用料が増しましたので昭和三十九年に濾過機を改造して一日二千六十トン濾過出来るようにいたしました。

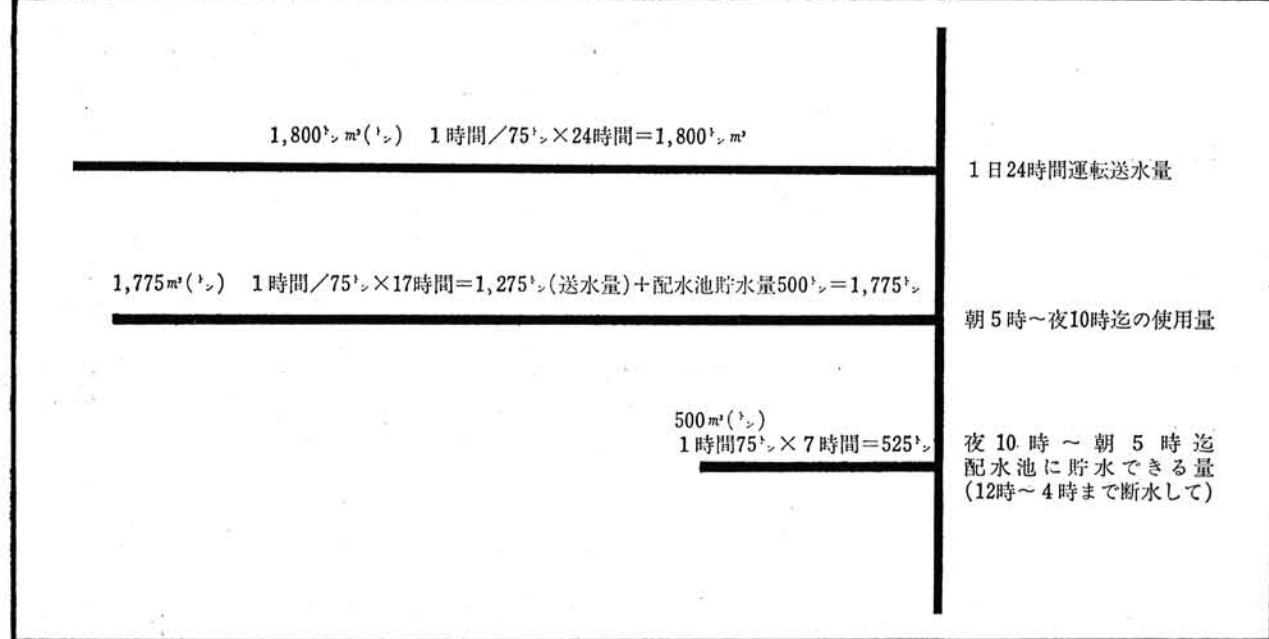
水質については前にも述べたように非常に悪く、原水の中には鉄分のほかにマンガン

### 断水と赤い水、白い水

水道の蛇口からはいつでもキレイな水が出るのが好ましいものですが時々工事以外に断水したり、赤い水が出ることにについては需用者の皆様は大変御迷惑をおかけいたしております。断水については現在、源水井戸の水量は補助井戸等を使つて間に合わせておりますが、これを超過して送水しますが、一日の送水量、一時間当りの送水量が設備によつて限られております。

現在一時間当り約七十五トンの送水が出来ますが、夏期等に使用される水の量が一時間に百トンを超える状態です。下の図を御覧下さい。

このような状態です。この間の使用量がこれ以上増した場合は更に昼間の時間断水をやらないと食事の準備、洗たく、あるいは入浴の準備に事欠く恐れがあります。出来れば夜間水を貯えて昼間の使用と万一の場合(消火用)に備えるために不意乍ら断水も止むを得ない状態にあります。この様な状態から浄水場の諸設備は係員とともに休みなく動いております。



# 送配水施設及び給水状況

濾過された水は調整地に入  
れてそれを三十馬力のポンプ  
で配水池に送っておりますが  
配水池までは直径二百ミリの  
配水池で延長約千三百四十メ  
ートルであります。  
配水池の大きさは五百トン  
の水が貯水できますが設置当  
時は約九時間分の給水が出来  
る貯水量でしたが今では使用  
量も増しておりますので約六  
時間位しか貯水できません。  
一般の御家庭には配水池から  
自然流下で配水いたしてあり  
ますが配水管は直径二百ミ  
リと末端になる程細くなつ  
て水の圧力が調整されてあり  
ます。現在、配水管の総延長  
は二万八千三百メートルであ  
ります。浄水場の機械を運転  
中に停電等がある場合に備え  
て七十五馬力の自家発電装置  
が一基設置されております。

その配水管から各家庭に引  
込む分水が千七百五十ヶ所に  
なっております。又消火栓の  
取り出しが地上式のもの六十  
二個、地下式のもの六十三  
個、合計百二十五個設置され  
ております。  
配水管の末端には泥吐きの  
管がつけてあり時々その管を  
あけて赤くなった水を捨てて  
おります。

給水状況について  
当初計画では一人一日当り  
平均使用量を百リットルとし  
て計算して施設しましたが現  
在では一人一日平均百五十リ  
ットル位になっております。  
文化生活の向上にもない水  
の使用量も年々多くなつてお  
ります。給水戸数は千七百五  
十個、給水人口八千人とな  
り、普及率も九十八%になつ

## 【4】

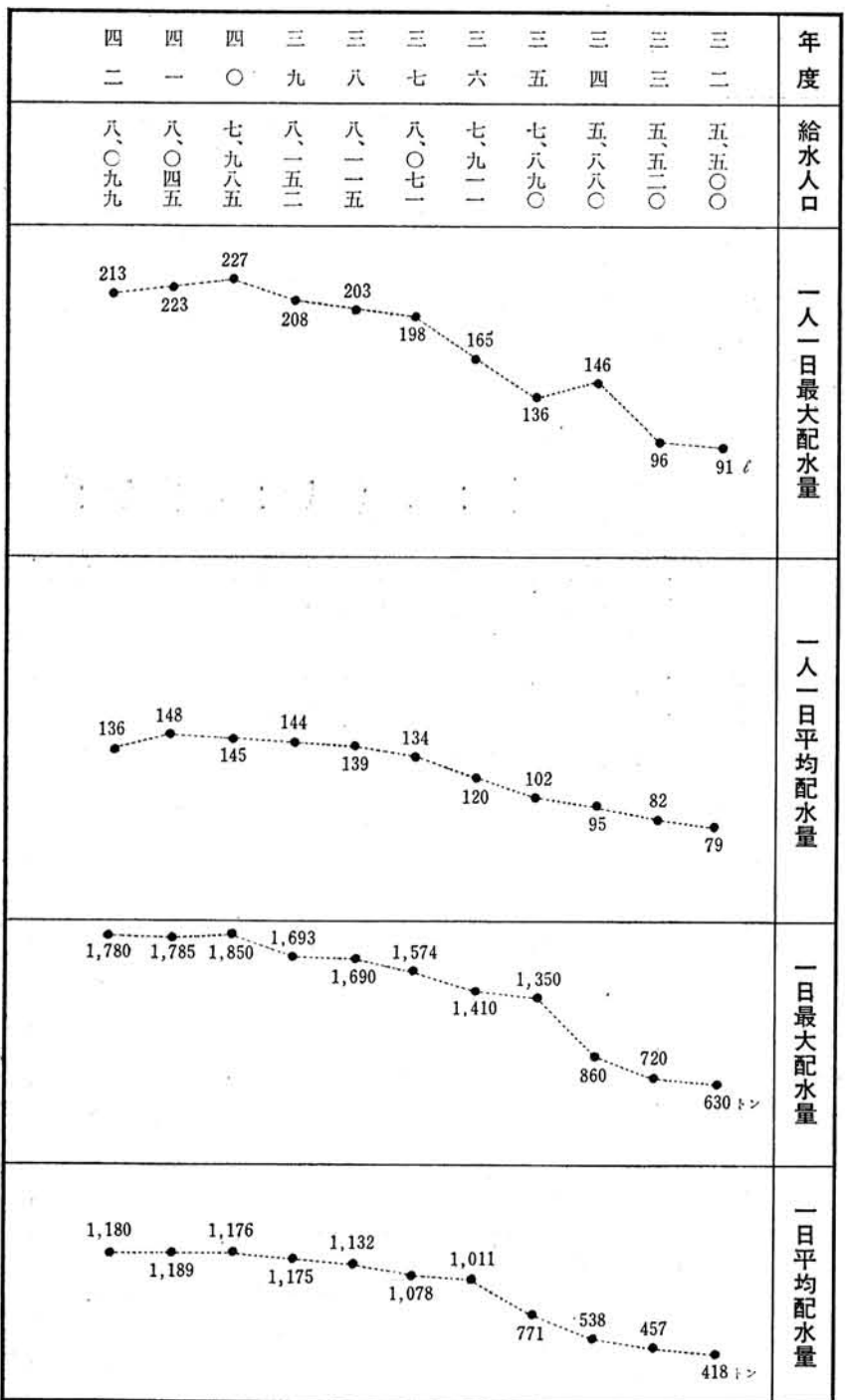
### 赤い水

赤い水については水質のところで申上げたように水質が悪く濾過された水が長時間溜ると赤くなつたり、更には黒ずんで来ますが長い年月に送配水管の中や、配水池の中にサビが附着してありますので消火栓、泥吐管等を急激に開放した様な場合とか、配水池の水が極少なくなつたときに送水した場合に附着したものがとれて赤い水が出たり、夜間断水した場合、配水管がカラになつておりますので朝水を送ると相当の圧力で流れますので管内が洗われて赤い水がでることがあります。更には使用中に赤い水が出る時が有りますが、使用時間が一緒になつて急に多く水が流れたサビがとけて流れて赤い水が出る場合があります。この様なことから赤い水が出て需用者の皆さまに御迷惑をおかけいたしておりますことをお詫びいたします。

### 白い水

白い水は一時断水等を行つた時に管の中に入った空気がかきまわされて細かい気泡になつて水中に含まれたものですから静かに放置しておきますと気泡は空気中に逃げてキレイになります。

水の使用量のうつりかわり



ております。水の使用量を知るために各戸にメーター器がついておりますが年数も経ておりますのでメーターが廻らないでいるものが相当数あるようです。逐次取り替えておりますが、全部取り替えるには相当の日数がかかります。使用量については夏季は勿論多くなりますが、それ以上に冬期間降雪時には多くの水が使われております浄水場では冬期間昼夜二十四時間全機能を發揮して水を造つて送つて来ましたがそれでも足りな

### 財政状況について

水道の諸施設費並びに災害復旧のために政府から借入れた金が八千七百万円、そのうち昭和四十二年年度末までに元金を返済した額が約二千百万円、現在（昭和四十三年年度当初）約六千六百万円残っております。その元金には年六分五厘の利子がつきます。（内約四百十五万円は年利子七分

く止むを得ず時間断水をしなればならない状態でした。今後の使用量は更に多くなるものと思われま

年度	元金残高	返済元金	利子	計
四十三年度	六五、七八六千円	三、六六四千円	四、二六一千円	七、九二五千円
四十四年度	六二、一二二千円	三、八六〇千円	四、〇一二千円	七、八七二千円
四十五年度	五八、二六一千円	四、〇六九千円	三、七五〇千円	七、八二〇千円
四十六年度	五四、一九二千円	四、二九二千円	三、四七四千円	七、七六六千円
四十七年度	四九、八九九千円	四、三七九千円	三、一八六千円	七、五六五千円
四十八年度	四五、五一九千円	四、一六一千円	二、八九九千円	七、〇六〇千円
四十九年度	四一、三五七千円	三、五一五千円	二、六三六千円	六、一五一千円
五十年年度	三七、八四二千円	三、七三二千円	二、四〇一十千円	六、一三三三千円

## 施設の概要と経費並びに財源内訳

施設の概要	経費	財源内訳		
		国庫補助金	政府資金等	町費
創設（昭32年） 給水区域 大字与板・東与板・本与板の三地区 水源工事 さく井 二本 取水ポンプ室及基礎工事一式 浄水施設 浄水場造成工事一式 取水ポンプ 浄水場ポンプ室一式 取水ポンプ 15HP 2台 送水ポンプ 30HP 2台 濾過装置 1000ヤク 2基 調整池及減菌施設 送水施設 送水管 径二〇〇ミリ 延長一、三四二メートル 配水池貯水量五〇〇トン 配水管径二〇〇ミリ 五〇ミリ	五、八〇千円	八〇〇千円	五、〇〇千円	一、〇〇千円
その他 附帯設備 総延長一〇、八五三メートル				
第一次拡張工事（昭34・35） 町村合併による給水区域拡張 自家発電装置 75馬力ジーゼル 急速濾過装置 1000ヤク 一基 配水管径 一〇〇ミリ七五ミリ 延長 一二、三三三メートル	二、六〇千円	〇	三、〇〇千円	一、六〇千円
第二次拡張工事（昭35・36） 町村合併による区域拡張 配水配工事径一〇〇ミリ七五ミリ 延長 四、一六〇メートル 鉄筋コンクリート酸化槽工事 36年災害復旧工事 浄水場復旧工事	一、五六千円	三、四四千円	一、〇〇千円	二、五二千円
第三次拡張工事（昭38・39） 一人一日平均給水量の増による 濾過槽一基増設 既設濾過槽の改造工事	七、〇〇千円	〇	六、〇〇千円	一、〇〇千円
地震災害復旧工事（昭39） 諸施設復旧工事	二、六六千円	一、六六千円	七、〇〇千円	六、二二千円
合計	二一、七三三三千円	二〇、一〇一十千円	二七、〇〇千円	四、六三三三千円



# 今後の問題点について

【6】 上水道事業の概要について述べましたが今後の課題として水質の改善と施設拡大、整備を行なう必要があります。水質の改善については現在の井戸水が非常に悪いためにどのようにしたらよいか次のようなことが考えられます。

④ 濾過方法を二重、三重にして薬品処理をすること。

⑤ 抜本的に施設を改造して取水を他に求めること。

以上二つしかないと考えられます。

④の場合、年間多額の維持費(薬品費)が要りますし、将来ずっと続けなければなりません。その上マンガン等については完全除去はむずかしい。

⑤の場合は巨額の経費が必要となり、その経費は借入金等によらないとできません。経費の概要については現在施設の内容と併せて調整中であります。

次に一日当りの最大使用水量が年毎に増加しているため

施設の拡大整備等が考えられます。濾過施設については既に限度に達しており更には送配水の整備改良等が考えられますが一日平均の水使用量が前の表に書いてあるような状態です。現在の設備で間に合っておりません。従って現在は最も大く使用する一日当りの量が増した場合あまり使われない時間に断水して間に合わせるように努めております。

# 財政の健全化

【7】 本年度から上水道が公営企業法の適用により「企業会計」としての経営原則である独立採算制に基づいて、企業の経済性を発揮しながら施設の整備拡張を計り住民の福祉に努力いたしておりますが現在の水道会計は多額の借入金返済のために収入の約六〇％が返済にあてられ、更には累積赤字が四十二年度末で約六百万円あります。これらを含めて完全な財政運営をするために諸経費の極力節減を計つて

更に収入を増さなければなりません。諸経費の内、水を造つて送るために欠くことのない電力費、薬品費、維持管理(修繕も含む)の人員費等を除くほかは出来る限りの節減を計り、収入についてはその主体は水道料金ですから使用された水の料金は勿論百％収入を計り、更には水を造るに必要とする経費等から計算された適正な原価を算出して適当な料金をきめる必要があります。

使用された水の料金を百％収納するためには現在各家庭の引込にメーター器がありませんが故障して(年数が経たぬ・歯車の故障等)回転しないものとりかえ等により努めておりますが今後も更に継続して実施いたします。

今後の問題点については議会の皆さんとよく相談して出来る限り住民の福祉を計りながら事業をすすめてまいりたいと考えております。

# 国民年金任意加入のおすすめ

【7】 国民年金の特色は、国内に住む二十才から六十才までの日本人ならば誰れでも加入できることである。加入する人は加入料を納め、将来老後生活に備える。国民年金の任意加入は、国民年金の特色であるが、加入料を納め、将来老後生活に備える。国民年金の任意加入は、国民年金の特色であるが、加入料を納め、将来老後生活に備える。

任意加入とは………  
国民年金の特色は、国内に住む二十才から六十才までの日本人ならば誰れでも加入できることである。加入する人は加入料を納め、将来老後生活に備える。国民年金の任意加入は、国民年金の特色であるが、加入料を納め、将来老後生活に備える。

任意加入できる方は………  
任意加入できる人は明治四十四年四月二日以後に生まれた人で次に該当する人です。イ会社や官公庁などに勤め入制度です。

任意加入でできる方は………  
任意加入できる人は明治四十四年四月二日以後に生まれた人で次に該当する人です。イ会社や官公庁などに勤め入制度です。

任意加入でできる方は………  
任意加入できる人は明治四十四年四月二日以後に生まれた人で次に該当する人です。イ会社や官公庁などに勤め入制度です。

# すでに17件発生

【7】 交通事故の発生は当町では七月末日現在すでに十七件発生し、傷者は九人となっております。昨年は一年間で二十三件の発生件数でありましたので大巾な増加と申せましよう。

これからの時期は例年交通事故が多発してまいります。このままの増加傾向が続くとすると最悪な状態になると予測されます。

県下では昨年に比べ一月以降毎月約十パーセントから十二パーセントの増加を示しております。六月末現在では件数で三

# 与板町の交通事故

これら事故はそのほとんどが運転者、歩行者の交通マナーの低さから起きています。歩行者は皆んなが歩行者として歩けば、歩行者の大半を防ぐことが出来るでしょう。

交通事故防止のため皆さんの御協力をお願い致します。

# 任意加入の有利法………

でも、夫を通じて行なわれる不安定なものです。これだけでは奥さんの老後の生活が安定したものとはいえない。これを改善するには、国民年金に加入して、奥さん自身の手で老後に備えることが出来るようにと考へられたのが、この任意加入制度です。

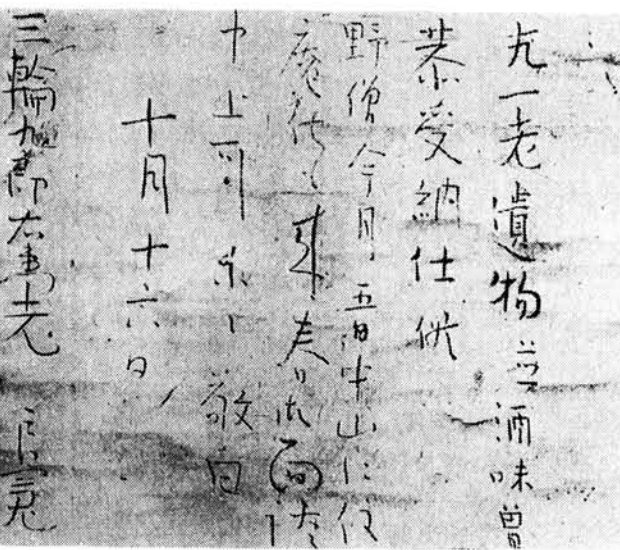
任意加入の有利法………  
女性の方が会社勤めをおやめになると、それまで加入していた厚生年金などの脱退手当金をもらっていたわけですが、これは昭和四十六年五月までの一部の方で、それ以後は手当金制度がなくなり、六十才からの年金になります。結婚までの年金制度加入期間が短いと有利な年金を受けることが出来ません。これを更に有利に活かすのが国民年金制度です。

将来、ご主人が勤め先から、奥さんは国民年金からと、それぞれ年金をうけることができる。………

# 良寛さまの詩簡と手紙

三輪九郎右衛門宛のもの  
一、読み  
左一 遺物並びに酒味會  
恭しく受納仕候。  
野僧、今月五日、中山に  
住庵仕候。来春、御面談  
申し上げ可く、兩々  
敬白。  
十月十六日  
三輪九郎右衛門老 良寛  
二、解説  
左一は三輪権平の弟で宛  
名の九郎右衛門は左一の父  
である。  
良寛さまは三輪左一とは  
少年時代からの親友であり  
一面良寛さまの法弟ともい  
うべき間柄であった。  
左一の訃音に接した時、  
良寛さまは「呼々一居士わ  
れに参する二十年。  
その中の消息子、別人の  
伝を許さず」と詠んで非常  
なショックをうけている。  
その外左一を追懐して詠  
んだ漢詩は数篇あり、与板  
八幡宮裏の公園に建ててあ  
る詩碑もその一つである。  
故人われを捨てて向処に  
か行ける」と切々たる真情  
を詠じたものもある。これ

親に対する礼儀の心もちが  
あらわれている。  
左一老としたのは勿論、  
老人の意味ではなく、良寛  
さまのいつも用いる尊称で  
ある。  
駒形新作記



収入・支出の内訳とうつりかわり

